

令和7年度兵庫県障害者ピアサポート研修実施要領

1. 目的

- (1) 自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーターを養成します。
- (2) 上記のピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス等事業所の管理者等（管理者及び職員）の養成を図ります。
- (3) 障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

2. 実施主体

兵庫県（受託 一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク）

3. 研修の種類

- (1) 基礎研修
障害者と管理者等（管理者や事業所職員）がピアサポートの基礎を学びます。
- (2) 専門研修
基礎研修を修了した人が受講できます。令和6年度までの研修修了者を含みます。
- (3) フォローアップ研修
専門研修を修了した人が受講できます。令和6年度までの研修修了者を含みます。

4. 研修対象者

- (1) ピアサポーター
 - ア 障害福祉サービス等事業所において、現にピアサポーターとして、雇用契約に基づき雇用されている障害者（雇用形態は常勤、非常勤は問いません）。
 - イ 障害福祉サービス等事業所において、職員として雇用されて働いており、今後、障害を開示し、障害や疾患の経験を活かして、ピアサポーターとして働きたい障害者
 - ウ 障害福祉サービス等事業所において、ピアサポーターとして雇用が見込まれる障害者（雇用が見込まれるとは、雇用契約を結ぶ予定の事業所が決まっていることをいいます）
 - エ ピアサポーターに関心がある障害者、ピアサポート活動をしたいと考えている障害者
- (2) 管理者等（管理者及び職員）
 - ア 障害者をピアサポーターとして雇用している障害福祉サービス等事業所の管理者等
 - イ 現在、職員として雇用している職員が、今後、障害を開示し、障害や疾病の経験を活かして、ピアサポーターとして働くことを希望している障害福祉サービス等事業所の管理者等
 - ウ 障害者をピアサポーターとして雇用することを考えている障害福祉サービス等事業所の管理者等
 - エ ピアサポーターに関心がある障害福祉サービス等事業所の管理者等

※原則、兵庫県内の事業所に所属するピアサポーター及び管理者等、県内在住の障害者を対象とします。

5. 研修日程

(1) 基礎研修

1日目 令和7年9月9日(火)11:00-16:25 (予定)

2日目 令和7年9月10日(水)10:00-16:10 (予定)

(2) 専門研修

1日目 令和7年11月5日(水)10:00-17:20 (予定)

2日目 令和7年11月6日(木)10:00-16:20 (予定)

(3) フォローアップ研修

令和8年1月～3月の間で実施。日程が決まり次第、専門研修修了者に案内します。

※補講等の予定はありません。

6. 会場

加古川市総合福祉会館 (兵庫県加古川市加古川町寺家町 177-12)

7. 定員

障害者・ピアサポーター 30名

管理者及び職員 30名

8. 受講費用

資料代 3,000 円

9. 申込方法

申込はインターネット申請です。

10. 受講決定

申込者が多数の場合、選考により受講者を決定します(先着順ではありません)。

選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。

11. 修了証書の交付

兵庫県は、研修修了者に対して氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付します。

※修了証書は再発行しません。紛失しないよう保管してください。

12. 問合せ先

peer.hyogo.pref2021@gmail.com（事務局 担当:彼谷哲志）

電話での対応を希望される場合は、その旨を上記にメールしてください。

13. その他

- (1) 本研修は、「障害者ピアサポート研修事業の実施について」(令和2年3月6日付障発第0306 号第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づいて実施します。
- (2) 障害福祉サービス等報酬におけるピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算及び退去後ピアサポート実施加算の対象要件として位置付けられている研修です。

※ ピアサポートに係る加算

ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算及び退去後ピアサポート実施加算を言います。A型のスコア区分の「ピアサポーターの配置」も同等とします。